

## 住民監査請求監査結果

(東京女子医科大学足立医療センター整備に係る補助金の交付決定及び支出、  
用地の無償貸し付けに関する件)

令和 8 年 4 月

足立区監査委員

請求人の記載は、個人情報保護により区内在住者としています。

第1 請求の受付

1 請求人

区内在住者

2 請求書の提出

令和8年2月27日

3 請求の内容

請求人が提出した「足立区職員措置請求書」(別紙)による請求の要旨及び措置請求等は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 措置請求の対象となる職員

足立区長ならびに本件補助金の交付決定及び支出、用地の無償貸し付けに関与した足立区職員

イ 措置請求の対象となる財務会計上の行為

(ア) 足立区が大学附属病院整備事業として東京女子医科大学に対し実施した足立医療センター整備に係る補助金の交付決定及びこれに基づく公金支出行為

(イ) 平成30(2018)年12月19日から20年間の用地無償貸し付けという事実上の公金支出行為

ウ 当該行為が違法又は不当である理由

(ア) 本件事業は、足立区が多額の公金を支出した大規模補助事業であり、その補助金額は建築助成費および先進高額医療機器助成費と併せて約85億円規模に及ぶものである。

(イ) 令和7(2025)年1月13日、東京女子医科大学の元理事長・岩本絹子氏が本件建設事業を巡り、実態のない「建築アドバイザー報酬」を支払わせ1億円超の損害を大学に与えた背任容疑で逮捕された。区は本件事業に補助金を支出していることから、区民の不審が募った。

(ウ) 令和8(2026)年2月25日に開催された足立区議会総務委員会において、本件事業をめぐる公益監察員調査報告書の内容が報告された。その結果、次の事項が明らかとなった。

① 補助事業の相手方が区行政における利害関係者に該当すると認定されていること。

② 区長と当該利害関係者との接触及び贈答品受領の事実が存在すること

(例) 高級焼酎およびブランド品のスカーフなど

③ 任意調査であるため調査に限界があり、示されている情報が具体的でない部分が複数あること

(例) 区長と利害関係者の会食の際の会費や贈答品受領の日時が不明であることなど

④ 手続上の一部不備又は不適切な取扱いが認められること

(例) 職員の「利害関係者等との接触に関する指針」違反（書面で上司の承認を得ていない）

(エ) 公益監察員報告では他自治体の大学病院誘致の事例を調査し、助成費を決定したという記述しかなく、具体的な算出方法について言及されていない。補助金は地方自治法上、合理的かつ客観的根拠に基づき算定される必要があるところ、本件においては補助金額決定に至る具体的な算定根拠及び意思決定過程の妥当性について、なお検証を要する疑義が残されている。

(オ) 日本私立学校振興・共済事業団は、元理事長が背任容疑で逮捕・起訴されたことにより、ガバナンスに問題があったとして東京女子医科大学に対する私学助成金（以下「私学助成金」という。）を2024年度・2025年度共に全額不交付にしている。この様な状況にあっても、区は用地の無償貸し付けという、事実上の公金支出を続けている。

(カ) したがって、本件補助金の交付決定及びこれに基づく公金支出、用地の無償貸し付けは財務会計行為として違法又は少なくとも不当である可能性がある。

エ 出訴期間（地方自治法242条第2項）について

本件補助金支出は過年度に開始されたものであるが、請求人が本件財務会計行為の適法性に疑義を抱くに至ったのは、令和8（2026）年2月25日の足立区議会総務委員会における公益監察員調査報告（以下「調査報告」という。）により、当該事業に係る手続上の問題及び調査未了事項の存在が初めて公的に明らかにされたことによるものである。同報告以前においては、本件補助金の交付決定及び支出、用地の無償貸し付けに係る問題の具体的事情を住民が知り得る状況になかった。

よって、本件は地方自治法第242条第2項のただし書きにいう「正当な理由」が認められる場合に該当する。

オ 監査委員に求める措置

監査委員に対し、次の措置を求める。

- (ア) 本件補助金交付決定及び支出行為、用地の無償貸し付けについて監査を実施すること
- (イ) 違法又は不当な公金支出が認められる場合には、当該支出の是正その他必要な措置を講ずるよう、区長に勧告すること
- (ウ) 必要に応じ区長及び関係職員の責任の有無について検討すること

#### 4 請求の要件審査

##### (1) 本件請求主張（ア）について

東京女子医科大学附属足立医療センター整備に係る補助金の交付決定及びこれに基づく公金支出行為に関する請求について、補助金の最終交付決定は令和5年3月1日に、最終の支出は令和5年3月10日に行われ、本件請求が行われた令和8年2月27日は支出から一年を経過しており、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項に規定する期間制限を徒過しており、同項ただし書の「正当な理由」があるかどうかについて陳述を受けて判断することとした。

##### (2) 本件請求主張（イ）について

平成30（2018）年12月19日から20年間の用地無償貸し付けという事実上の公金支出行為に関する請求については、法第242条第1項では「事実上の公金支出行為」が請求の対象となるとは定められていないが、請求の趣旨から区有地の賃料を請求していないことをもって、同項の「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」と読み替えた上で、所定の要件を具備しているものと認める。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の内容から判断して、「東京女子医科大学足立医療センター整備に係る補助金の交付決定・支出、及び同センター用地の無償貸し付け」を監査対象とした。

### 2 監査対象部局

政策経営部政策経営課、資産活用部資産管理課及び衛生部衛生管理課

### 3 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づく陳述は、令和8年3月18日及び同年3月23日に請求人から陳述を行う旨の回答があったことを受

け、令和8年3月26日に実施された。陳述において、請求人から主張された主な要旨は以下のとおりである。

(1) 補助金交付決定及び支出の妥当性について

本件事業は、建築助成費及び先進高額医療機器助成費として計約85億円の公金を投じる大規模補助事業であるが、その補助金額決定に至る具体的な算定根拠が示されておらず、地方自治法上の合理的かつ客観的根拠を欠いている。区は「他自治体の事例を参考にした」と説明するが、これでは意思決定過程が検証不能な状態にある。また、算出根拠を議会に示したのは決定後であり、議会における議論の機会を奪ったものである。さらに、5億円の補助対象となった「先進高額医療機器」について、その多くが実際には一般機器ではないかとの疑義があり、詳細な調査を求める。

(2) 用地無償貸し付けの継続及び管理状態について

平成30年から20年間にわたる用地の無償貸し付けについて、大学の元理事長が背任容疑で逮捕・起訴され、日本私立学校振興・共済事業団もガバナンス欠如を理由に私学助成金を全額不交付とするなどの「重大な事情変更」が生じている状況下で、区が再評価もせず無償貸し付けという事実上の公金支出を継続しているのは、財産管理上不当な状態である。加えて、区が多額の公金で取得した土地を、大学側が有料駐車場として収益化している現状についても、区民の血税が特定の法人への不透明な優遇に使われていないか、厳正な判断を求める。

(3) 利害関係者との不適切な関係について

公益監察員の調査により、区長と大学関係者の接触や、フェラガモ社製のスカーフ、高級焼酎「森伊蔵」といった贈答品の受領が認定されている点に関し、会食費用や時期などの詳細及び帰宅時のタクシー代の出所などが不明なままの不十分な調査に基づく判断は不合理であり、これらが公務員として違法に当たらないのか、厳正な判断を求める。

(4) 住民監査請求の期間制限（正当な理由）について

本件に係る具体的な問題点および違法・不当性は、令和8年2月25日の足立区議会総務委員会における公益監察員による調査報告によって初めて公的に明らかになったものであり、それ以前に区民がこれを知ることが不可能であった。したがって、法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」に該当し、本請求は受理及び監査の対象とされるべきである。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 請求人の主張に関する監査対象部局の陳述

「第1請求の受付」、「3請求の内容」、「(1)請求の要旨」、「ウ違法又は

不当である理由（ア）及び（イ）」について

（主張（ア）について）

補助金額（建設助成費80億円及び先進高額医療機器助成費5億円）の設定にあたっては、練馬区（順天堂大学：70億円）、八千代市（東京女子医科大学：上限65億円）、江東区（昭和大学：上限75億円）といった他自治体の大学病院誘致に係る先進事例と比較検討を行い、本区が予定していた450床という規模に対して妥当な金額を算定したものである。

また、事務の適正執行を期するため、平成30年3月に総務省の公立病院等施設整備費に対する地方交付税措置の建築単価（1㎡あたり上限36万円）を参考に改めて検証を実施した。新病院の計画延床面積（約44,000～49,500㎡）に乗じて算出した補助の目安（約79億2,000万円～89億1,000万円）に照らし、上限80億円の設定は妥当な範囲内であると判断した。交付に際しては、弁護士、公認会計士、足立区医師会役員の医師、建築関係の大学教授の外部委員を含む「足立区大学病院施設等整備費補助金交付審査会（以下「審査会」という。）」を設置し、大学から提出された挙証資料に基づき厳正な審査を行い、その結果に基づき支出を決定している。また、交付の都度、区議会へ報告を行っており、適正な手続きを経ている。

5億円の先進高額医療機器助成については、助成対象となる19品目の選定にあたっては、「足立区大学病院施設等整備費補助金交付条例」及び「足立区大学病院施設等整備費補助金交付条例施行規則」に基づき、区が要望した「救急救命センター」や「地域災害拠点中核病院」等の「6つの病院機能」の充実又は当該機能に関連する機能の付加に資することを条件としている。選定プロセスにおいては、地域医療を担う見地から足立区医師会に対して資料を提供し、6つの病院機能の充実に必要な内容であるかの確認を受けている。さらに、外部委員で構成される審査会において、挙証資料や実際の機器設置状況等により審査を行い、「妥当である」という審査結果をもとに交付決定及び支出していることから、適正であると認識している。

令和8年1月30日の東京女子医科大学附属足立医療センター運営及び地域連携協議会（以下「協議会」という。）においても、経営改善プロジェクト「リバースプロジェクト」による収入改善の取り組みや、病院長・事務長からの報告により病院運営が支障なく行われていることを確認し、区が要望した6つの病院機能が支障なく稼働していることから、現時点において支出及び決定に瑕疵はないと考える。

以上の理由から、本件補助金の支出等に係る財務会計上の行為は、客観的根拠と外部委員による審査、並びに区議会の議決を経て適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

(主張(イ)について)

本件の用地の無償貸し付けについては、練馬区(順天堂大学)、八千代市(東京女子医科大学)、江東区(昭和大学)の先進的な大学病院誘致事例を参考に検討を重ねた。その結果、区が要望した「6つの病院機能」を含む病院運営を円滑かつ安定的に実施するためには、20年間を目処とした無償貸し付け期間の設定が必要であると判断したものである。

本件は、平成29年4月5日の「足立区議会大学病院誘致促進議員連盟総会(以下「議員連盟」という。)」において説明・報告を行った上で、同日付で「東京女子医科大学東医療センターの建設及び運営等に関する覚書」を締結した。その後、平成30年第4回足立区議会定例会において、「東京女子医科大学東医療センターの建設及び運営等に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)」の締結(第118号議案)及び用地の貸付料・権利金等の免除(第119号議案)を付議し、可決という適切な手続きを経た上で、平成30年12月19日付で基本協定書及び土地使用貸借契約書を締結し、実施しているものである。

東京女子医科大学に対する私学助成金が2024年度及び2025年度に全額不交付となった点については、国の評価対象が学校法人全般のガバナンスであるのに対し、区の用地無償貸し付けの評価対象は足立医療センターの病院運営であり、両者の評価基準は異なるものである。

区と大学は、基本協定書第14条に基づき協議会を設置し、運営状況の継続的な確認を行っている。令和8年1月30日に開催された協議会において、公認会計士から「財務状況は、短期的には十分な資金余力があるため財務上の問題が生じるとはいえないものの、現況が続くならば資金繰りに影響しかねない」との意見を得た。区は協議会において、病院長等から病院運営について直接報告を受け、6つの病院機能のさらなる充実に向けて取り組んでいることを確認した。

基本協定書及び土地使用貸借契約書には中途解約の規定は存在するものの、現時点において病院運営は円滑に継続されている。本事業の目的である「区民が安心できる地域医療の充実」を継続的に図るためにも、現時点で貸し付けを中途解約する必要性はないと考える。

以上の理由から、本件大学による病院運営は、基本協定書に規定する

区が要望した「6つの病院機能」の継続及び支障なく病院運営がなされていると認められる。よって、基本協定書第3条第1項第6号及び土地使用貸借契約書第6条に規定する中途解約の必要性がある事態が生じているとはいえず、用地の無償貸し付けが「事実上の違法又は不当な公金支出」に該当することには当たらない。

#### 5 監査対象部局に提出を求めた資料

- (1) 各種覚書、協定書、契約書
- (2) 区議会関係説明資料
- (3) 審査会や部内決定に関する資料 等

#### 6 監査のために実施した関係人調査（いずれも4月9日実施）

- (1) 東京女子医科大学法人事務局次長／総務部長／法務部長 美島幸宏氏
- (2) 近藤弥生区長、勝田実副区長、工藤信副区長、長谷川勝美前副区長
- (3) 岩松朋子政策経営部長、勝田実前政策経営部長、佐々木拓資産活用部長、馬場優子衛生部長、その他所管課長など3名

### 第3 監査の結果

以下の記述において、「医療センター」の名称については、時期によって異なっている。そのため、法令等で使用されている名称は法令等の表記どおりとし、施設名として使用する場合には、「足立医療センター」と表記している。

#### 1 各種規定

- (1) 区有財産の貸し付けの根拠条例  
「足立区区有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」（平成19年7月11日条例第42号）
- (2) 区長等の行動規範  
地方公務員法（昭和25年法律第261号）  
足立区職員倫理規定（平成17年11月1日訓令甲第31号）  
（旧）利害関係者との接触に関する指針（平成18年4月1日改正）  
（新）利害関係者等との接触に関する指針（令和3年4月1日改正）  
※ 区長、副区長及び教育長の倫理原則及び行動規準が加えられた。

2 各種覚書・協定書・契約書の締結、議会等における議決、会食及び贈答等  
〈 〉でくくってあるものは部内決定

〈平成27年4月22日、大学病院誘致の取組み、大学との覚書締結、対応方針等の決定。〉

平成27年4月28日、東京女子医科大学と区の間で覚書締結

平成27年6月2日、東京女子医科大学本部との懇談会（会費制）

平成27年6月30日、「議員連盟」の設立総会

〈平成27年10月6日、基金設置、敷地取得、病院機能等取組決定〉

平成27年11月、東京女子医科大学会議室での会議（飲食物提供）

〈平成28年1月12日、基金設置、土地取得、病院機能等決定〉

平成28年2月17日、移転打合せ後に副理事長らと懇談会（会費制）

平成28年3月2日、本会議で「足立区大学病院施設等整備基金条例」可決

平成28年3月28日、大学病院施設等整備基金への60億円の積立て

平成28年秋頃、東京女子医科大学会議室での会議（飲食物提供）

〈平成28年11月17日、新病院敷地、基金積増し等決定〉

〈平成28年12月6日・12日、貸付け等にかかる覚書の締結等の決定〉

〈平成29年2月7日、事業費助成額変更、覚書締結の決定〉

平成29年3月17日、大学病院施設等整備基金への約50億円の積立て

〈平成29年3月31日、大学との新たな覚書、今後の対応の決定〉

平成29年以降、羊羹および焼酎（森伊蔵一升瓶）受領、ならびに副区長（当時）による銘柄不明の焼酎（四合瓶）受領。計2回程度

平成29年4月5日、議員連盟で説明・報告

平成29年4月5日、「東医療センターの建設及び運営等に関する覚書」

の締結

平成29年5月1日、議員連盟から区長へ「女子医大への要望事項」提出

平成29年7月3日、議員連盟の要望事項の女子医大への伝達

平成29年9月6日、「東医療センター整備及び運営等協議会」の発足

平成29年9月25日、東京女子医科大学との懇談会（会費制）

平成29年12月28日、病院予定地におけるボーリング調査委託の実施

平成30年3月23日、大学病院施設等整備基金への約10億円の積立て

平成30年7月13日、東京都からの病院整備用地の取得（37億円）

平成30年11月22日、説明会後に居酒屋で会食（会費制）

平成30年12月10日、本会議で基本協定、土地無償貸付、および補助金交付条例の可決

平成30年12月19日、基本協定書及び土地使用貸借契約書を締結

平成30年12月19日、基本協定締結後大学会議室で昼食提供  
平成31年2月14日、打合せ後に大学会議室（昼食提供）  
平成31年3月6日、審査会による補助金交付の妥当性の決定  
平成31年3月10日、起工式後居酒屋で会食（会費制）  
平成31年3月18日、第1回補助金（16億円）支出  
平成31年3月ごろ、会議後に中華料理店で会食（会費制）  
令和元年7月17日、整備及び運営等協議会で移転事業の進捗等を報告  
令和元年10月26日、理事長就任祝賀会（会費33,000円）、区長、  
両副区長の3名から33,000円相当の生花を贈呈、同祝賀会参加のお礼  
としてフェラガモ社製スカーフ受領  
令和2年2月17日、審査会による第2回補助金の審議・決定  
令和2年3月11日、第2回補助金（24億円）の支出  
令和3年3月10日、整備及び運営等協議会における「東京女子医科大学  
附属足立医療センター」の名称決定等報告  
令和3年7月1日、厚生委員会で開院日（令和4年1月5日）等報告  
令和3年11月12日、足立医療センター竣工式（会食・物品受領）  
令和4年頃、副区長（当時）による焼酎（森伊蔵四合瓶）の受領  
令和4年1月5日、東京女子医科大学附属足立医療センターの開院  
令和4年2月15日、審査会による第3回補助金の審議・決定  
令和4年3月17日、第3回補助金（40億円）の支出  
令和5年2月28日、審査会による、先進高額医療機器に対する補助金5  
億円の交付妥当性の審議・決定  
令和5年3月10日：先進高額医療機器に係る補助金（5億円）の支出  
令和5年9月4日、協議会で財務状況等の確認  
令和6年6月13日、入院中の区長が元理事長からプリザーブドフラワー  
を受領  
令和6年9月2日、協議会で財務状況等報告  
令和7年1月13日、岩本元理事長、背任の疑いで逮捕  
令和7年4月15日、厚生委員会における、建設工事費への「建築アドバ  
イザー報酬」の算入有無に関する調査結果の報告  
令和8年1月30日、協議会で財務状況等の確認  
令和8年2月13日、公益監察員調査報告書  
令和8年2月25日、総務委員会で公益監察員調査の報告

### 3 基本協定書および土地使用貸借契約

#### (1) 基本協定書（抜粋）

（本件土地の貸付）

第3条 甲は、乙に対し、新東医療センターの用地として、本件土地を次の条件で貸し付ける。

(1) 貸付期間 2018年12月19日（平成30年12月19日）から2068年12月18日までの50年間とする。

(2) 賃料 当初の20年間は無償とする。その後は、甲乙の協議により、概ね10年単位で、無償貸付期間を延長することができるものとする。ただし、有償とする場合の賃料は、甲の定める基準による額に第5号の減額率を乗じた額とする。

(3) 権利金 乙は、甲に対し、当初20年の無償貸付期間（ただし、無償貸付期間が前号の規定に従って延長された場合には、当該延長後の無償貸付期間）の経過後速やかに、甲の定める基準による額に第5号の減額率を乗じた額の権利金を支払うものとする。

(4) 保証金 なし

(5) 減額率 賃料及び権利金には一定の減額率を適用する。減額率は、乙の区政貢献、地域貢献、高度医療の提供や経営状況を勘案して、甲乙の協議により決定するが、月額賃料及び権利金の9割に相当する額を減額することを原則とする。

(6) 中途解約 甲及び乙は、第1号の期間中、本件土地の貸付契約を中途解約することができない。やむを得ない理由により甲及び乙の合意に基づき中途解約する場合、その手続等は甲乙協議により定める。

2 本件土地の貸付条件その他の貸付の詳細については、甲乙間で別途締結する「土地使用貸借契約書」にて定めるものとする。

（協議会の運営）

第14条 甲と乙は、区民及び地域の医療関係者等の意見を新東医療センターの整備及び運営に反映させるため、東京女子医科大学東医療センター整備及び運営等協議会（以下「協議会」という。）において、協議を行うものとする。また、新東医療センター開設後少なくとも2年間は、地域の医療需要や社会情勢を新東医療センターの運営に反映させるため、協議会において協議を行うものとする。

2 協議会の設置、構成員、運営方法等は、東京女子医科大学東医療センター整備及び運営等協議会設置要綱（29足衛衛発第1264号 平成29年8月4日区長決定）によるほか、甲乙の協議により定める。

(疑義の処理)

第19条 本協定書に定めのない事項及び本協定書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

(誠実協議)

第20条 甲と乙は、医療政策、地域の医療需要、新東医療センターの経営状況の変化等の事情により、本協定書その他の合意事項について見直しの必要が生じたときは、誠実に協議してその解決に当たるものとする。

## (2) 土地使用貸借契約書 (抜粋)

貸主足立区 (以下「甲」という。) と借主学校法人東京女子医科大学 (以下「乙」という。) とは、乙が新たに整備する東京女子医科大学東医療センター (以下「新東医療センター」という。) の用地とするため、甲が所有する土地につき、以下の条項により使用貸借契約を締結する。

(使用貸借物件)

第1条 甲は、甲の所有する次に掲げる土地 (以下「本件土地」という。) を乙に無償で貸し付け、乙は、これを借り受ける。

所在地番	地目	地積 (実測及び公簿)
足立区江北四丁目1247番2	宅地	27,644.94㎡

(使用貸借期間)

第3条 本件土地の使用貸借期間 (以下「貸付期間」という。) は、2018年 (平成30年) 12月19日から2038年12月18日までの20年間とする。

2 前項に定める貸付期間の経過後の本件土地の貸付については、東京女子医科大学東医療センターの建設及び運営等に関する基本協定書 (以下「基本協定書」という。) 第3条に従い、甲乙協議により定める。

(指定用途)

第5条 乙は、本件土地を次の各号に定める新東医療センターの用途 (以下「指定用途」という。) に供しなければならない。

- (1) 大学病院 (駐車場等の付帯施設を含む)
- (2) 看護専門学校
- (3) 研修医・看護師寮
- (4) 院内保育所

2 乙は、2022年3月31日までに、本件土地内に、指定用途に供

する建物（以下「本件建物」という。）を建築し、その建築又は解体のために必要な期間を除いて、貸付期間中、指定用途に供さなければならない。

- 3 乙は、やむを得ず2022年3月31日までに新東医療センターを開設できない場合は、開設時期の延期を必要とする理由及び新たな開設時期について、速やかに書面で甲に通知し、甲の書面による承諾を得るものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、乙は、新東医療センター施設内に患者及び来訪者の利便を図るため、カフェ、レストラン、コンビニエンスストアその他の施設（以下「利便施設」という。）を設置することができる。
- 5 乙は、設置する利便施設の種類、利用料金等の利用条件等について、利用者の利便性に十分に配慮するものとする。

（中途解約）

第6条 甲及び乙は、本契約を中途解約することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により甲及び乙の合意に基づき中途解約する場合は、その手続等について甲乙協議により定める。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合及び本件土地の管理が良好でないと認める場合は、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、本契約を解除することができる。

（1）ア 法人の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）若しくは使用人が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）であるとき、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であると

き。

ウ 法人の役員等が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の構成員及び関係者であるとき。

- (2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人を行った団体をいう。以下同じ。）の威力又は関係者を利用等しているとき。
  - (3) 反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (5) 反社会的団体又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用したり、実際には反社会的団体と関係がないがその威を借りるために反社会的団体の名をかたるなどしているとき。
  - (6) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わないとき。
- 3 乙は、前項第1号から第6号までに該当するおそれがあると甲が認めるときにおいて、甲が、乙の役員等の個人情報について、警視庁等に対して情報提供又は照会することにつき、あらかじめ同意するものとし、甲に対して、何ら異議申立てその他の請求等を行わないものとする。
- 4 甲は、貸付期間中に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定により公用又は公共用に供する必要が生じたときは、本契約を解除することができる。

（実地調査等）

第19条 甲は、本契約に定める乙の義務の履行状況について、甲が必要と認めるときは、実地調査又は実地監査（以下「調査等」という。）を行うことができる。この場合において、乙は、正当な理由なく、調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

2 甲は、前項の調査等又は乙の報告に基づき、必要があると認めるときは、是正その他の措置を求めることができる。

（信義誠実等の義務・疑義の決定）

第21条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、基本協定書及び関係法令に従い、甲乙協議により決定する。

3 乙は、本件土地が区の所有する公有財産であることを常に考慮し、適正に使用しなければならない。

#### 4 審査の対象に係る判断

前掲のとおり、本件請求主張（ア）の足立医療センター整備に係る補助金の交付決定及びこれに基づく公金支出行為に関する本件住民監査請求は、法第242条第2項の請求の期間制限を徒過しており、請求人は同項ただし書の「正当な理由」がある旨主張するので、その点について判断する。法第242条第2項では、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」としている。

請求人が違法な公金の支出であると主張する当該補助金の交付について、提出された事実証明書によれば、令和4年度をもって終了しており、当該行為のあった日から既に1年以上が経過している。また、監査委員が本件補助金の支出について確認したところにおいても、令和5年3月10日支払執行処理が最後となっており、既に1年以上が経過していると認められた。したがって、同項ただし書きの「正当な理由」の有無について検討する必要がある。

請求人は、本件について、令和8年2月25日足立区議会総務委員会における調査報告によって初めて知り得たとし、同項ただし書きの「正当な理由」に該当する旨主張している。しかし、最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決（平成10年（行ツ）第69号損害賠償請求事件）では、「法242条2項ただし書きにいう正当な理由を肯認するためには、まず、財務会計上の行為が秘密裡にされたことが必要である。- 途中省略 - 上記秘密裡とは特

に財務会計上の行為の存在及びその違法、不当性を秘匿する場合を指し」としており、本件については、「東京女子医科大学東医療センターの建設及び運営等に関する基本協定書」及び各年度の「足立区各会計歳入歳出決算説明書」（以下「決算説明書」という。）等において、既に補助金支出に関する記載がなされ、支出決定・支払いが秘密裡に行われたものと認めることはできないので、同条同項ただし書きにいう「正当な理由」はなく、したがって本件請求の補助金の交付決定・支出にかかる部分については、法第242条に規定された住民監査請求の要件を満たしていないと認められる。なお、請求人は、「令和8年2月25日足立区議会総務委員会における公益監察員調査報告（以下「調査報告」という。）によって初めて知り得た」としているが、同総務委員会において初めて知り得たのは、補助金交付決定・支出をめぐる前後の事情であって、補助金の交付決定・支出自体ではない。

#### 5 事実認定及び判断—本件無償貸し付けにかかる意思決定について

請求に区長等と逮捕された東京女子医科大学元理事長との接触なども踏まえた違法・不当の可能性が指摘されているので、監査委員として、必要な資料閲覧及び質問を行った上で、本件用地の無償貸し付けに関する事実関係及びその違法・不当の有無について、合理的疑いを持って監査を行い、合議により以下のとおり判断した。

##### (1) 無償貸し付けにかかる当初の意思決定について

###### ア 本件病院の誘致にかかる区と東京女子医科大学の思惑の一致

本件誘致については、区としては「区民の長年の悲願」（4月9日の関係人調査時における近藤区長回答）と認識されていた。東京女子医科大学側にとっても、同大学美島氏は「東医療センターは老朽化、高圧線によるCTへの悪影響及び学生を育成する施設設置もできないということで、移転先を探していたがなかなか適地がなかった中で、足立区の移転の話があり、お互い良かったと思う」旨話しており、これら双方の思惑が一致し合意に至ったものとみられる。

###### イ 誘致条件としての無償貸し付けにかかる区内部での意思決定及び議決等の手続

資料や区側のヒアリングによれば、本件の用地の無償貸し付けを検討するにあたって、練馬区（順天堂大学）、八千代市（東京女子医科大学）、江東区（昭和大学）の3事例、特に、誘致の時期が近時していた江東区の例を中心に検討をすすめたとのことであった。勝田副区長（政策決定

時政策経営部長)の発言によれば、無償貸し付けについては、当初昭和大学への無償貸し付け10年をベースに検討していたものの、規模の違い、また二次救急と三次救急との違いから20年が妥当と判断したとのことであった。足立区に三次救急の病院を誘致するということには、当時足立区は三次救急の7~8割を区外に頼らざるを得ず救命率が低かったという事情もあった旨説明していた。区内部の検討結果としては、全体の貸し付け期間を50年とし、三次救急を含む「6つの病院機能」を維持しつつ安定的に病院運営をしてもらうために当初の無償貸し付け期間は20年、その後途中で定期的にチェックをするという枠組みに決したとのことであった。

#### ウ 大学病院誘致のための無償貸し付けの適否について

区が検討対象とした大学病院誘致の3事例はいずれも用地は無償貸し付け、建設費も補助するというものであったが、監査委員においてその他の事例についても確認したところ、神奈川県逗子市の総合病院誘致説明会にかかる平成29年10月21日の総合的病院誘致説明会での質疑応答で当時の市長は、病院を誘致する上でのインセンティブの必要性について、同市が検討していた条件(用地の無償貸し付け、建設費の補助なし)のみでは、自治体が行う病院誘致の公募条件としては「下の方」と表現しており、結果的に同市による総合病院誘致は実現に至らなかった。また、さいたま市の順天堂大学新病院の建設計画に対して、埼玉県は、補助率2分の1の範囲内で整備費を補助することを約束していたにもかかわらず、計画は建築資材や人件費の高騰により令和6年11月29日に中止となった。これらを考慮すると、足立区の大学病院誘致のためのインセンティブとしての無償貸し付けが過大なものであったとまでは認められない。

#### エ 会食、物品の受領と無償貸し付けの意思決定過程への影響

会食、物品の受領自体は、区の財務会計上の行為ではなく監査の対象ではないが、これらの接触が意思決定に影響を与えたかについて監査を実施した。

まず、区長への質問調査において区長は、誘致をする際のインセンティブ(無償貸し付けや建設費の補助等)について、後々問題にならないよう「常識の範囲内で、他の自治体と同じようなスキームを参考に」という指示を出していたと発言しており、また、指示を受けた職員も「過度な援助をしてまではという考えもあり、区長からは『他自治体の事例

に比べて突出した対応をする必要はない』と言われていた」と発言している。

次に、これら指示内容を疑わせるような経緯の有無について、各種資料を精査したが、審査会の議事録、区が意思決定した会議の経営会議議事録を確認したところ、意思決定過程に何らかの歪みを疑う行為・発言等の事実はなかった。

(注1) 補助金の交付については、結論としては本件監査請求の内容としては却下となるべきものではあるが、資料精査は却下判断以前に行っている。

(注2) 監査に必要な資料として、補助金の支出の当否を審査する審査会の音声記録データの提出を求めた。しかし、審査会会長からは、「参加者が確認して作成した議事録が正式な文書であり、音声データはその補助として用いたもので本来廃棄されるべきものである。また、審議会の議事録案が作成され、会長及び各委員はその議事録を確認し、承認していることから、会長及び各委員が承認した議事録が正式な審議会の記録である」、との回答があり、音声データは提出されなかった。国会や議会等でも不適切な発言や事実誤認部分を訂正した後の書面が正式な議事録とされる例からも、データ不提出の理由として正当であり是認し得るものと判断した。

#### オ 議会等手続き

平成30年第4回足立区議会定例会において、用地の貸し付け料及び権利金の免除(第119号議案)並びに基本協定の締結(第118号議案)について付議され、可決されており、必要な議会手続きは履践されている。

#### カ 結論

各種資料閲覧、関係者への質問調査等を基に検討を行った結果、無償貸し付けの意思決定が自治体として突出した判断とは言えず、また、各検討過程において、違法・不当を疑うような事実は確認されなかった。さらに議会等手続きも適正に履践されていることが確認された。

(2) 東京女子医科大学への私学助成金不交付と本件無償貸し付けへの関連について

## ア 私学助成金不交付と大学・足立医療センターの経営への負の影響についての大学の見解

請求にあるとおり、大学側のガバナンス欠如を理由に、国（日本私立学校振興・共済事業団）からの私学助成金が令和6年度及び令和7年度に全額不交付となった。

「私学助成金」は、私立大学等経常費補助金要綱に基づき、国から日本私立学校振興・共済事業団が私学助成金の交付を受け、同事業団から大学等を設置している学校法人に対して交付される。また、私立大学等経常費補助金取扱要領により、補助の対象となる経常的経費の範囲及びその額の算定方法や補助金に係る申請、配分、交付その他の取り扱いに関する細目が定められている。同要領の規定に基づき、東京女子医科大学は、「学校法人の管理運営が適正を欠くもの」「役員の刑事処分」「不公正な入学者選抜」の3つの事由により私学助成金が全額不交付となった。

足立医療センターは、大学部内では管理会計中での一つの部署として、病院長の権限で予算の執行ができるため、一定程度独立会計的な側面もあるものの、大学全体の収益状況と密接に関連している。また、東京女子医科大学美島氏は、監査委員の質問に対し、東京女子医科大学全体での収入約824億円に比して20億円（単年度）の助成金カットは「厳しい」と述べており、足立医療センターの経営に対しても一定程度の負のインパクトがあることは否めない。

ただし、美島氏は、「私学助成金の不交付については、病院への影響はないと考える。令和7年に全理事が変わり、土台もできた。地域の病院との連携も進んでいる」と話しており、経営上のデメリットは否定できないものの、直ちに病院運営に大きな影響があるものとは認識していない。

## イ 区としての受け止め

区側担当者は、監査委員の質問に対し、本件用地の無償貸し付けの継続可否に係る判断基準は、基本協定書等に基づき「足立医療センターにおける（三次救急を含む）6つの病院機能の継続」及び「適正な病院運営」がなされているかという点にあり、当該6つの病院機能は果たされていると述べており、経営・運営に関して無関心ではないだろうが、上記私学助成金不交付のインパクトを直接の判断基準とは捉えていないものとみられる。足立医療センターの機能の発揮等経営についてのチェック体制について、区は、基本協定書第14条に基づき「東京女子医科

大学附医療センター整備及び運営等協議会（開院後は、「東京女子医科大学附属足立医療センター運営及び地域連携協議会」）を設置し、少なくとも開院後2年間は運営監視を行うこととなっていた。区側担当者の説明によれば、2年以上経過した現在においても、毎年1回、委員である公認会計士による財務診断も聴取した上で、病院長らから「6つの病院機能」の稼働状況について直接報告を受ける体制を構築し、運営実態の確認を行っている。そして、直近の令和8年1月30日に開催された同協議会において、現状の足立医療センターの経営状況について、協議会メンバーである公認会計士が令和6年度の財務状況に関する総評として、「短期的には十分な資金余力があるため財務上の問題が生じるとは言えないものの、現況が続くならば資金繰りに影響しかねないともいえるため、経営効率性、事業成長性、財務安全性のいずれも注視すべき状況にあると見受けられる」との意見を述べている。区としては、経営自体よりも区民に提供する「6つの病院機能」を判断基準としつつそれらの機能は維持されており、また無償貸し付け自体を見直すほどの重大な経営上の懸念が生じているとまでは受け止めてはいないと思われる。

#### ウ 結論

東京女子医科大学への私学助成金不交付は、大学の、あるいは、足立医療センターの経営に負の影響を与えていることは否めない。しかし、大学や協議会の公認会計士も、留保付きではありながら、短期的に財務上の問題が生じるとまでは認識しておらず、また、区側も「6つの病院機能」が維持されており、無償貸し付け自体を見直すほどの重大な経営上の懸念が生じているとまでは受け止めていない。この点、運営協議会でも、（病院開設から2年経過後の会運営に根拠が弱い部分はあるものの）経営上の懸念を共有しつつチェックを行っており、事実上の経営監視が行われているものとも評価できる。

従って、結論としては、本件不交付が大学ないしは病院経営に負の影響を与えることは否めないものの、直ちに現在行っている無償貸し付けが違法・不当となるとまでは認められない。ただし、この公認会計士の発言にあるとおり、資金繰りへの影響もあり得るため、今後とも経営効率性、事業成長性、財務安全性を注視していくべきことは言うまでもない。

## 6 請求に係る監査委員の判断

本件助成金の交付決定・支出に係る請求については、財務会計上の行為が行われてから一年を経過しており、また、「第3 監査の結果」、「4 審査の対象に係る判断」で述べているとおり「正当な理由」も認められないため、却下する。

本件用地の無償貸し付け（主張（イ））に関する請求については、財務会計上の行為に違法又は不当な点は認められず、理由がないものと判断し、棄却する。

なお、請求人陳述の際に、贈答・会食、病院敷地内の有料駐車場や当局の議会への情報提供に関する追加請求と受け取れるような発言があったが、請求内容は職員措置請求書の提出時に確定しており、法の趣旨から陳述は請求を補強するためのものと考えられるので、追加請求は認められない。

## 7 監査委員意見

### (1) 区長等による物品の受領等について

「第3 監査結果」、「2 各種覚書・協定書・契約書の締結、議会等における議決、会食及び贈答等〈 〉でくくってあるものは部内決定」のとおり、公益監察員調査において区長・副区長や職員が会食に参加し、贈答を受けた事実が認められ、これらについて、違法、あるいは規定違反でないとの結論について監査委員として特に異を唱えるものではなく、また、「5 事実認定及び判断」のとおり本件無償貸し付けという財務会計上の行為には違法・不当な点は見られなかったのであるが、しかし、本件住民監査請求でも触れられているとおり、区長等による物品の受領や会食が、財務会計上の行為の違法・不当に影響を及ぼすおそれが全くなかったとは言いきれないものであることから、若干の付言をする。

これら事実行為における認識について、近藤区長は、関係人調査の際の監査委員の「ものをもらった、ごちそうになったという認識はあったか」との質問に対し、「今思えば脇が甘いのだが、スカーフについては、パーティーの会費3万円と花代1万円余を支払っており、まあトントンかなという認識だった、会食は事前にうかがって1万円と言われたので特に考えなかった」と話し、また、「スカーフを断ろうとは思わなかったのか」との質問に対し、「就任祝賀会に『最後までいてくれてありがとう、お礼の気持ちです』と言われた、元理事長は喜んでいたし、事を荒立てるのもな、と思ったのは確か」と答え、合わせて「ただ、それによって東京女子医科大学に甘い判断をしたとかということは全くない」と述べている。

前述のとおり、本件大学病院誘致の際のインセンティブ（無償貸し付けや建設費の補助等）について、区長は、後々問題にならないよう「常識の範囲内で、他の自治体と同じようなスキームを参考に」という指示を出していたと発言しており、また、指示を受けた職員も「過度な援助をしてまではという考えもあり、区長からは『他自治体の事例に比べて突出した対応をする必要はない』と言われていた」と発言しており、監査委員が確認した結果においてもそれらを疑うような事実は見受けられなかった。

利益を受けているという認識もない中、常識的に考えても、百億円規模の事業を数万円程度の物品受領や会食で判断を歪めるとも思えず、また、スカーフやお酒は嗜好性が強く貰って満足するというよりも社交辞令的な受け止めが推察されるところである。

また、上記の質疑応答においてみられるとおり、区長は元理事長との付き合いにかなり気を使っており、スカーフ受領の際にも「ことを荒立てるのもな」と、受け取るべきかどうか逡巡したことも示唆していた。大学病院誘致という、区民の長年の悲願と認識していた事業を成功させるために、元理事長との付き合いに相当気を使っていたことがうかがわれるものの、だからと言って、「なぜ断らなかったのか」という素朴な疑問を抱く区民も一定数いるのではないか。

行為時である令和元年11月から12月ごろの「利害関係者との接触に関する指針」には、そもそも区長をはじめとする特別職は含まれていなかった。

その後、令和3年4月の改正で、「区長、副区長及び教育長の倫理原則及び行動規準」として、つぎの規定が加えられた。

- (1) 区長、副区長及び教育長（以下「区長等」という。）は、区民全体の奉仕者として公正な職務執行を図らなければならない、常に公私の別を明らかにし、職務に関して廉潔性を保持しなければならない。
- (2) 区長等は、利害関係者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈与や便益を受けること等であって区民の疑惑を招くような行為をしてはならない。

国の大臣の行動規範も「関係業者との接触等倫理の保持に万全を期するため、関係業者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈物や便宜供与を受けること等であって国民の疑惑を招くような行為をしてはならない。」とあり、同じような規定ぶりとなっているが、大臣と基礎自治体の長とでは現場・事案との距離が異なり、具体的事案から近い区

長等にとって、この規定ぶりで十分かは疑問である。

かたや国家公務員倫理法は具体的な利害関係者の範囲、禁止される行為などが明確、かつ、公表されている。国家公務員倫理法は国家公務員への行動規範であり、直接的には国家公務員への規制効果を有するものであるが、現実には多少主張の強い事業者からの贈答等の申し出に対して、職員が「倫理法で禁止されているから受け取れない」として、違法と見られる贈答等の申し出を断る場面で機能している面もある。

区長には、具体的な行政事業に近い区の責任者として国家公務員倫理法と同様の倫理観が認められる一方、政治家として、あるいは区の顔としての社交の場面も想定されるところであり、どの程度のバランスで行動規範を策定するかは難しいが、最低限、利害関係者からの儀礼の範囲を超えた物品の受領、利害関係者とのバランスを逸した会食等を禁じるルールを策定・公表し、また、区民からみた公務の信頼を図るための仕組みを策定するなど、何らかの対応が必要なのではないか。

## (2) 無償貸し付け等の継続的行為にかかる事情変更時の見直し規定の在り方について

今回、東京女子医科大学への私学助成金が不交付となった状況においても区有地の無償貸し付けを継続していることが請求の対象となったことについて、結論としては女子医科大学側の状況、区としての判断、及び協議会での協議内容に鑑みて違法・不当な点は見られなかった。しかしながら、基本協定書や使用貸借契約書において、何らかの重大な事情変更があった際の、（無償貸し付け等の）基本的な枠組みの見直しについて、明確な規定が見受けられなかった点は疑問なしとしない。

すなわち、区有地の無償貸し付けという区の財産管理上重要な継続行為について、仮に重大な負のインパクトのある事象が生じたとしても、今回の基本協定書では第3条において中途解約はできない旨が規定されつつ「やむを得ない理由」による中途解約について漠然とした規定があるのみで、また、同第19条、20条も疑義の処理、誠実協議が抽象的に定められているだけで、重大な事情変更があった場合にどう対処すべきかについての指針となる規定として不十分なのではないかと思えるところである。

区においては、平成29年度から公設民営保育園の管理運営に係る積立金の返還を求めて協議を進め、決着するまで相当の時間を要した類似の事例もあり、委託契約・指定管理者・無償貸し付け等の継続的行為にかかる事情変更に対応して、協定書、契約書等に何らかの規定を盛り込む等の対応が必要ではないか。

### (3) 杉本ゆう監査委員補足意見

本件については、本件用地の無償貸し付けに関する請求について、財務会計上の行為に違法又は不当な点は認められず、理由がないものとする判断は理解し得るものである。

しかしながら、本件区有地の無償貸付けの継続については、その意思決定過程及びその後の検証状況に照らし、区有財産の適正管理の観点からなお看過し得ない問題が存在すると考える。

まず、本件は、区長と利害関係者との接触及び贈答品受領の事実が明らかとなったことを契機として、当該無償貸付けの妥当性及び意思決定過程の適正性について、区民の間に疑義が生じたものである。本件無償貸付けは、長期間にわたり区有財産を無償で使用させるものであり、本来区が得るべき経済的利益の放棄を伴う重大な措置であることから、その公正性及び透明性の確保については特に高度の説明責任が求められるものである。

次に、本件貸付けの相手方が運営する足立医療センターは、学校法人である東京女子医科大学の附属医療機関であり、法人本体と切り離された独立の主体ではない。したがって、本件無償貸付けは、当該医療機関に対する支援であると同時に当該法人に対する支援としての性格を有するものであり、その妥当性の判断に当たっては、法人全体の財務状況及びガバナンスの状況を踏まえた実質的な検討が不可欠である。しかるに、当該法人をめぐっては、ガバナンス上の重大な問題の発生により一定期間にわたり私学助成金が不交付（2年間総額約40億円）とされるなど、財務状況に大きな影響を及ぼす事情が生じている。これらは、本件無償貸付けを正当化していた前提条件に重要な変化をもたらす事情変更該当するものと解される。

この点について、区は、病院の運営と法人全体の経営は別問題であるとして、当該法人の財務状況やガバナンスの状況については本件無償貸付けの検討要素とはしておらず、また再検討も行っていない旨答弁している。しかしながら、本件貸付けの相手方が学校法人であり、当該医療機関が当該法人により設置・運営されている以上、病院運営と法人経営を完全に切り離して評価することは実態に即したものとはいえず、当該法人の財務状況及びガバナンスの状況を考慮せずに本件貸付けの妥当性を判断することには限界がある。さらに、このような重要な財産処分について、再検討を行っていない状況自体が、区有財産の管理の観点から問題を内包するものである。

また、区は監査委員の聞き取り調査に対し、事情変更該当するかどうかについては6つ医療機能の維持状況を基準とする旨の説明を行っている。しかし、本件基本協定書においては、事情変更時の見直しや貸付条件の再検討に

関する規定が十分に整備されておらず、この基準は本件貸付けに係る基本協定書上に明確に示されているものではなく、当該基準に基づき再検証の要否を判断することの根拠は必ずしも明らかではない。このように、事情変更の判断基準が明確な根拠を欠いたまま限定的に解釈されている状況においては、本来求められるべき実質的な検証が十分に尽くされているとはいえず、長期にわたる無償貸付けを前提とする財産管理の枠組みとしては改善の余地がある。

加えて、区の試算によれば、本件貸付けを有償とした場合、月額約300万円程度の使用料収入が見込まれるとされており、無償貸付けの継続は当該利益の放棄を伴うものである。特に私学助成金が不交付とされていた期間においては、当該法人の財務状況は通常時と大きく異なっていたと考えられ、その間に無償貸付けを継続したことは、結果として当該法人の財務負担の軽減に資する構造となっていた可能性がある。

また、本件においては当該法人の財務状況について、過去に私学助成金が不交付とされていた期間と、現在の経営体制の見直し等により改善が見られる状況とを区別して評価する必要がある。一般に、財務状況及びガバナンスが適正に確保されている法人に対して一定の支援を行うこと自体は、政策目的との関係において合理性を有し得るものである。しかしながら、本件においては、過去に当該法人のガバナンスに重大な問題が生じ、私学助成金が不交付とされていた期間が存在し、その間の財務状況は通常時とは明らかに異なる状態にあったと認められる。このような状況においても、本件無償貸付けは見直されることなく継続されており、その間における貸付条件の適否について検証が行われた形跡は確認できない。したがって、現在において一定の改善が見られることをもって、当該期間における貸付条件の見直しが行われなかったことの妥当性が基礎付けられるものではない。むしろ、本件において問題とすべきは、財務状況及びガバナンスに重大な影響を及ぼす事情が生じていた期間において、貸付条件の見直しの要否について実質的な検討が行われなかった点にある。

地方自治法上、区長は区有財産について適正に管理すべき責務を負っており、その管理に当たっては、財産の効率的かつ適正な活用を図る観点から、継続的な検証及び必要に応じた見直しを行うことが求められる。つまり、本件のように長期間にわたり無償で財産を使用させる措置については、その妥当性を基礎付ける前提条件に変化が生じた場合には、当該措置の継続の適否について改めて検証を行うべき注意義務があると解される。しかしながら、本件においては、事情変更が生じていたにもかかわらず、その判断基準自体が明確な根拠を欠いたまま限定的に運用され、実質的な再検証が十分に行わ

れたとは認め難い。このような状況において当該措置を見直すことなく継続することは、区有財産の適正管理の観点から適切な対応であったとは評価し難い。

以上を総合すると、本件無償貸付けは直ちに違法と断定することは困難であるものの、事情変更を踏まえた検討及び財産管理上の注意義務の履行が十分に尽くされているとは認め難く、その継続については行政判断の合理性及び区有財産の適正管理の観点から重大な疑義が存する。特に、本件は現在進行中の措置であることに鑑みれば、このまま実質的な再検証を行うことなく継続することは適切とはいえない。

よって、区においては、当該法人の財務状況及びガバナンスの状況を含めた実質的観点から、本件無償貸付けの公益性及び妥当性について速やかに再検証を実施し、その結果に応じて貸付条件の見直しを含む必要な措置を講ずることが強く求められる。

以上

## 足立区職員措置請求書

足立区長並びに東京女子医科大学足立医療センター整備に係る補助金の交付決定及び支出、用地の無償貸し付けに関与した足立区職員に関する措置請求の要旨

### 1. 請求の要旨

#### (1) 措置請求の対象となる職員

足立区長ならびに本件補助金の交付決定及び支出、用地の無償貸し付けに関与した足立区職員

#### (2) 措置請求の対象となる財務会計上の行為

(あ) 足立区が大学附属病院整備事業として東京女子医科大学に対し実施した足立医療センター整備に係る補助金の交付決定及びこれに基づく公金支出行為

(い) 平成30(2018)年12月19日から20年間の用地無償貸し付けという事実上の公金支出行為

#### (3) 当該行為が違法又は不当であるとする理由

(あ) 本件事業は、足立区が多額の公金を支出した大規模補助事業であり、その補助金額は建築助成費および先進高額医療機器助成費と併せて約85億円規模に及ぶものである。

(い) 令和7(2025)年1月13日、東京女子医科大学の元理事長・岩本絹子氏が本件建設事業を巡り、実態のない「建築アドバイザー報酬」を支払わせ1億円超の損害を大学に与えた背任容疑で逮捕された。区は本件事業に補助金を支出していることから、区民の不信が募った。

(う) 令和8(2026)年2月25日に開催された足立区議会総務委員会において、本件事業をめぐる公益監察員調査報告書の内容が報告された。その結果、次の事項が明らかとなった。

・補助事業の相手方が区行政における利害関係者に該当すると認定されていること

・区長と当該利害関係者との接触及び贈答品受領の事実が存在すること

(例) 高級焼酎およびブランド品のスカーフなど

・任意調査であるため調査に限界があり、示されている情報が具体的でない部分が複数あること

(例) 区長と利害関係者の会食の際の会費や贈答品受領の日時が不明であることなど

- ・行政手続上の一部不備又は不適切な取扱いが認められること

(例) 職員の「利害関係者等との接触に関する指針」違反（書面での上司の承認を得ていない）

- (え) 公益監査員報告では他自治体の大学病院誘致の事例を調査し、助成費を決定したという記述しかなく、具体的な算出方法について言及されていない。補助金は地方自治法上、合理的かつ客観的根拠に基づき算定される必要があるところ、本件においては補助金額決定に至る具体的算定根拠及び意思決定過程の妥当性について、なお検証を要する疑義が残されている。
- (お) 日本私立学校振興・共済事業団は、元理事長が背任容疑で逮捕・起訴されたことにより、ガバナンスに問題があったとして東京女子医科大学に対する私学助成金を 2024 年度・2025 年度共に全額不交付にしている。この様な状況にあっても、区は用地の無償貸し付けという、事実上の公金支出を続けている。
- (か) したがって、本件補助金の交付決定及びこれに基づく公金支出、用地の無償貸し付けは財務会計行為として違法又は少なくとも不当である可能性がある。

#### (4) 出訴期間（地方自治法 242 条 2 項）について

本件補助金支出は過年度に開始されたものであるが、請求人が本件財務会計行為の適法性に疑義を抱くに至ったのは、令和 8（2026）年 2 月 25 日の足立区議会総務委員会における公益監察員調査報告により、当該事業に係る手続上の問題及び調査未了事項の存在が初めて公的に明らかにされたことによるものである。同報告以前においては、本件補助金の交付決定及び支出、用地の無償貸し付けに係る問題の具体的事情を住民が知り得る状況になかった。

よって、本件は地方自治法第 242 条第 2 項のただし書にいう「正当な理由」が認められる場合に該当する。

#### (5) 監査委員に求める措置

監査委員に対し、次の措置を求める。

- 1 本件補助金交付決定及び支出行為、用地の無償貸し付けについて監査を実施すること
- 2 違法又は不当な公金支出が認められる場合には、当該支出の是正その他必要な措置を講ずるよう、区長に勧告すること
- 3 必要に応じ区長及び関係職員の責任の有無について検討すること

(6) 添付書類 (事実証明書)

別紙のとおり

以上

2. 請求者

区内在住者

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 8 年 2 月 27 日

足立区監査委員 あて

(注) 措置請求書本文については原文のまま掲載し、事実証明書は省略した。